# 大月町建設工事等電子競争入札心得

# (趣旨)

- 第1条 大月町発注の建設工事及び建設工事に関係する委託業務における一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)のうち、電磁的記録を用いた競争入札(以下「電子入札」という。)の取り扱いについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)、大月町契約規則(平成21年規則第5号。以下「規則」という。)その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。
- 2 電子入札によらない競争入札の取扱いについては、大月町建設工事等指名競争入札心 得による。

# (電子入札に参加できる者)

- 第2条 電子入札に参加できる者は、次のとおりとする。
- (1) 一般競争入札においては、入札公告に定める入札参加資格要件を満たす者
- (2) 指名競争入札においては、指名通知を受けた者

# (入札保証金)

第3条 電子入札参加者(以下「入札参加者」という。)は、入札執行前に、規則第7条(規則第27条において準用する場合を含む)の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第8条(規則第27条において準用する場合を含む)の規定により免除された場合はこの限りでない。

# (入札の方法等)

- 第4条 入札参加者は、仕様書、設計書、図面その他入札毎に定める契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。ただし、入札の方法その他について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- 2 入札参加者は、一般競争入札においては公告で定める入札期間に、指名競争入札においては指名通知書で別に定める日から入札期限までの間に(以下いずれも「入札期間」という。)、電子入札システムの入力画面から入札金額を登録するものとする。ただし、大月町が別の方法によることを指示した場合には、この限りではない。
- 3 入札金額の登録と合わせて、電子入札システムの仕様で定める方法により、電子くじ で使用するくじ番号を登録するものとする。
- 4 第2項の規定によらず、紙の入札書による入札を行う場合は、別に定めるところにより入札書(別記第1号様式をいう。以下同じ。)を提出しなければならない。

- 5 入札の金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約 を希望する金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額とする。
- 6 入札の金額は、1円未満の端数を付すことができない。1円未満の端数を付したもの があるときは、その端数の金額はないものとして取り扱う。
- 7 入札参加者は、既に行った入札の取替え又は訂正をすることはできない。

# (入札の基本的事項)

- 第5条 開札は、公告又は指名通知で定める日時に、電子入札システムにより行う。
- 2 前条第4項の入札については、別に定めるところにより、大月町が開封した後入札書 記載の入札金額及びくじ番号を電子入札システムに入力し、他の登録された入札と併せ て開札する。
- 3 前項の開札には、政令第 167 条の8第2項の規定に基づき、入札参加者を立ち会わせないものとする。
- 4 次の場合には、入札は行わない。
- (1) 指名競争入札において、入札の辞退等により入札参加者が1者となったとき(第 9条第1項に規定する別記第3-1号様式の提出による辞退の結果、入札参加者が1 者となった場合を除く。) ただし、建設工事の入札において、工事内容、施工場所等 の地域性、指名状況、再改入札への移行の可能性等についての検討を行い、競争性が 確保されていると判断される場合には有効な入札と取り扱い入札を続行できることと する。
- (2) すべての入札において、入札参加者が1者もいなくなったとき

#### (公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律 第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

## (工事費内訳書)

- 第7条 建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加者は、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書(以下「工事費内訳書」という。)の電子ファイルを作成し、第4条第2項の登録時に添付して提出しなければならない。電子ファイルによる工事費内訳書を併せて提出しなければならない。
- 2 建設工事に係る競争入札において、第4条第4項による入札を行う者は、別に定めるところにより、工事費内訳書を併せて提出しなければならない。

#### (入札の取りやめ等)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該入札参加者を入札に参加させない措置をとるものとし、直ちに該当する入札参加

者に伝えなければならない。

- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき
- (2) 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき
- (3) 一般競争入札において、当該公告における入札参加資格要件を満たす申請者がないとき
- (4) 指名競争入札において、入札辞退等により入札参加者が1者となったとき(第9条第1項に規定する別記第3-1号様式の提出による辞退の結果、入札参加者が1者となった場合を除く。)
- (5) すべての入札において、入札参加者が1者もいなくなったとき
- (6) 電子入札システムに障害が発生したとき (電子証明書の紛失・破損又は使用機器 の不具合等、入札参加者の責によるものは除く。)

(入札の辞退)

- 第9条 入札参加者は、入札期間中に、行おうとする入札又は既に行った入札について、電子入札システムにより辞退することができる(開札日が同日の指名競争入札及び一般競争入札において、開札日の前日までに、別記3-1号様式の提出により、辞退した場合を含む。)。
- 2 入札を行わなかった者 (第4条第2項の入札金額の登録又は同条第4項の入札書の提出をしなかった者をいう。) は、入札を辞退したものとみなす。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取り扱いを受けることはない。
- 4 入札辞退届は、別記第3号様式によるものとする。ただし、同様式に記載すべき事項 の記載があれば、必ずしも当該様式によらなくてもよいものとする。

(無効の入札)

- 第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。
- (1) 予定価格事後公表の入札において、予定価格を上回る価格の入札
- (2) 第4条第4項の紙の入札書による入札において、入札参加者の記名及び押印(押印を省略する場合は、責任者氏名、担当者氏名又は連絡先(電話番号))を欠く入札書、誤字や脱字等により意思表示が不明瞭である入札書、入札の金額が未記入の入札書、入札の金額の訂正が行われた入札書、押印を省略した場合に訂正や文字の挿入を行った入札書又は押印を省略した場合に開札時の連絡先への電話により責任者若しくは担当者の在籍確認が行えなかった入札書により行われた入札
- (3) 第7条による工事費内訳書を提出しないとき又は提出された工事費内訳書に記載 事項の不足や不備(必要な工種・種別・細別等の記載がない場合や、入札金額と一致 しないなど)があると判断されるとき(軽微な不足や不備は除く)
- (4) その他、入札の諸条件に違反した入札

#### (失格の入札)

- 第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。
  - (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき(落札前に入札参加者が入札に参加する資格を喪失した場合を含む。)
  - (2) 所定の入札保証金若しくは入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者(第3条ただし書きの規定により免除された者を除く。)が入札したとき
  - (3) 最低制限価格を下回る入札書記載金額の入札をしたとき
- (4) 第13条第1項のくじに参加しないとき
- (5) 明らかに談合によると認められる入札をしたとき
- (6) 建設工事に係る競争入札において、工事費内訳書を提出しないとき。(提出された 工事費内訳書に記載事項の不足その他の不備(軽微な誤りは除く)があると判断され る場合を含む。)
- (7) 当該入札案件のものと特定できない工事費内訳書(工事費内訳書の工事名、工事番号又は合計金額が、当該入札の該当項目又は入札金額と一致しないもの等をいう。) が提出されたとき
- 2 政令第 167 条の 10 の 2 第 1 項を適用した一般競争入札(以下「総合評価方式」という。)に係る施工計画の提案を求める場合において、当該提案が著しく不適当なものであると判断されるとき(提案のないときを含む。)は、その提案を行った者を失格とする。

#### (落札者の決定方法)

- 第 12 条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。 ただし、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で、最低制 限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。
- 2 落札者が得られない場合には、その入札の結果を公表する(予定価格(事後公表とされたものに限る。)及び最低制限価格を除く。)。

## (同額等の入札参加者が2者以上ある場合の落札者の決定方法)

- 第 13 条 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに電子入札システムによるくじを実施し、落札者を決定する。
- 2 入札参加者は、前項のくじへの参加を辞退することができない。くじの参加辞退等の 意思表示があったとしても、これを認めない。くじへの参加を辞退する者は、第 11 条第 1 項第7号により失格とするとともに、落札したにもかかわらず契約締結を辞退したも のとして取り扱う。

#### (入札の保留)

- 第14条 やむを得ない事情があるときは、入札を保留する。
- 2 前項においてやむを得ない事情で入札を保留したときは、速やかにその対応を決定し、

すべての入札参加者に通知しなければならない。

### (再度入札)

- 第 15 条 開札の結果、落札となるべき入札がないときは、初度入札に参加した者のうちで再度の入札に参加できる者があるときは、原則として 開札日の翌日 (閉庁日を含まない。) に再度の入札を行う。ただし、指名競争入札において再度入札を行う前に入札の辞退等により入札参加者が1者となったときは、この限りでない。
- 2 建設工事に係る競争入札においては、再度入札に当たって、入札参加者は第7条第1項の工事費内訳書を提出しなければならない。第4条第4項により初度入札を行った者で電子入札システムにより再度入札が行えない者は、別に定めるところにより再度入札を行う。
- 3 再度入札は、2回(初度入札を含め3回)まで行う。
- 4 次の各号のいずれかに該当する入札参加者は、再度入札に参加することができない。
- (1) 入札を辞退した者
- (2) 入札辞退として取り扱われた者
- (3) 入札の結果失格となった者
- 5 建設工事に係る競争入札における再度入札に当たって、入札参加者は工事費内訳書の 提出を要しないものとする。

# (更改入札等)

- 第 16 条 入札不調 (第8条第1項第3号、第4号及び第5号の規定により入札が行われなかった場合 (以下この条において「入札不成立」という。)及び前条の規定によっても落札者が得られない場合をいう。)の場合は、次のとおり公告又は指名を改めて行うことによる同一工事 (業務)に係る入札 (以下「更改入札」という。)を行う。
  - (1) 一般競争入札

入札参加資格要件の見直しが可能なときは、該当要件を見直したうえで改めて公告し 更改入札を行う。

(2) 指名競争入札

新たに別の入札参加者を指名して更改入札を行う。ただし、第8条第1項第4号による入札不成立の場合には、当該入札参加者を再指名することを妨げない。

- 2 前項の規定により更改入札を行っても落札者が得られないとき又は更改入札を行うことが困難なときは、次の者と政令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約の 見積合わせを行う。
- (1) 入札参加者が1者しかなく入札不成立であった場合は、当該入札参加者
- (2) 入札参加者が1者もなく入札不成立であった場合は、当該入札に係る事業を遂行 できると認められる者
- (3) 入札は行われたが落札者が得られなかった場合は、当初入札及び更改入札(再度

入札が行われた場合は、当該再度入札を含む。)を通じて、最低制限価格を下回り失格 となった者を除き最低価格の入札参加者

3 前項の随意契約における予定価格調書は、その入札不調となった入札の予定価格調書 によらなければならない。

#### (契約書の提出等)

- 第16条 落札者は、落札決定の日から閉庁日を含む14日以内に交付された契約書の案に 記名押印し、契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者が別途その期 日について定めた場合はこの限りではない。
- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、契約を辞退したものとして、政令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号の規定により随意契約の見積合わせを行うことができる。ただし、その随意契約により決定した相手方が前項に規定する契約書を提出しないときは、随意契約により新たな契約の相手方を決定することはできない。
- 3 前項の随意契約の見積合わせは、第 12 条の規定により、落札辞退者に次いで落札者 となるべき者を相手方として行う。
- 4 落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当と認められるときは、当該落札決定を取り消す。この場合には、新たな競争入札の執行により落札者を決定する。

# (現場代理人・技術者届等)

- 第17条 落札者は、契約の締結に際し、別に定める現場代理人・技術者届を提出しなければならない。
- 2 現場代理人の常駐及び技術者の専任配置等に関して、契約内容や建設業法(昭和 24 年 法律第 100 号)に違反すると認められるときは、落札決定を取り消す。一般競争入札に おいては、その入札の入札資格要件等の審査後、契約締結時に提出する現場代理人・技 術者届にて配置した技術者を理由なく変更したときも同様とする。
- 3 前項において落札決定を取り消す場合の取扱いについては、前条第4項の規定を準用する。
- 4 前3項の規定は、委託業務においても技術者の届出が必要な場合に準用する。

#### (契約の保証金)

第 18 条 落札者は、契約締結に際し、規則第 36 条の契約の保証金を落札決定後速やかに 納付しなければならない。ただし、規則第 37 条により免除された場合又は規則第 38 条 第 1 項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りでない。

# (議会議決案件の契約の確定)

第19条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和41年条

例第 17 号) の規定により、大月町議会の議決に付すべきものについては、落札決定後仮契約を締結し、大月町議会の議決を得た場合において、本契約として確定する。

(異議の申し立て)

第20条 入札参加者は、入札後この心得、仕様書、設計書、図面その他入札毎にあらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(その他)

第 21 条 落札者は、落札決定後速やかに保証人承認願及び課税事業者届出書又は免税業者届出書(委託契約にあっては、課税事業者届出書又は免税事業者届出書)を作成し、提出しなければならない。

# 附則

(施行期日)

1 この心得は、令和7年10月1日から施行する。